

事前評価実施地区取りまとめ個表

整理番号			
地域(地区)名	大分南部地域(宇目地区)	事業名	山のみち地域づくり交付金事業
計画策定主体	大分県	対象市町村	佐伯市
事業実施期間	令和3年度～令和7年度(5年間)	事業実施主体	大分県
事業の概要・目的	<p>当該地区が所在する佐伯市宇目地区は、大分県の南西部に位置し、北は大分県豊後大野市、南は宮崎県延岡市に接しており、農林業を基幹産業とする山間地域である。森林資源は豊富であり、活発な素材生産と整備された木材加工・流通施設、また、県下有数の乾シイタケの産地であるなど、大分県を代表する林業地帯である。</p> <p>一方、本地域周辺は祖母傾国定公園に指定されているほか、景勝地も多く、キャンプ場や森林公園などが整備され、多数の利用者がある。</p> <p>事業計画地の利用区域における森林面積は2,938haであり、内訳は私有林が1,043ha、国有林が1,895haとなっている。なお、森林面積のうち、人工林は2,116ha(72%)となっている。</p> <p>人工林については、要間伐対象森林が全体の50%以上を占め、早急な施業が求められているが、林業従事者の高齢化、長期にわたる木材価格の低迷などにより、林業生産意欲の減退が懸念されている。こうした状況の中、林業・山村地域の振興、活性化を図るためにも生産・生活基盤の根幹となる林道の整備は必要不可欠となっている。</p> <p>本事業による整備目標には、利用可能な木材資源が多くあるにも関わらず、基幹的な路網が未整備であることにより、木材利用が困難であったことに鑑みて、林道改築に伴い増加が見込まれる森林整備量の増加を掲げることとし、本事業計画期間内に事業着手前の過去5年間で実施した間伐面積を10%以上増加させることとする。</p> <p>また、当該地区においては、幅員の狭小な道路が多数あり、基幹となる路網が整備されていないため、適切な森林施業の実施等に支障をきたしている。このため、当該路線を整備することにより、既設林道や国道10号・国道326号と接続する骨格的な路網が形成され、効率的な森林整備の実施や大型車による林産物の運搬等が可能となるとともに、災害等の緊急時にはライフラインとしても重要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>当該路線の宇目区間については、全体延長13,379mのうち、9,395mが平成20年度までに(旧)緑資源機構により実施され、その後、大分県が当該路線の事業を承継し、平成21年度から令和2年度までに1,886mが完成している。</p> <p>当該区間は、既設国有林林道の改築を行っているが、必要に応じて道路法線や路肩構造物の見直し等によるコスト削減に努めることとする。</p>		
事業内容	<p>路網整備：林道開設L=1,115m、W=5.0m</p> <p>総事業費：356,000千円(R3～R7)</p>		
費用対効果分析結果	B/C= 1.18 ≥ 1.0		
関係者の所見	<p>当該路線については、次の内容が期待できるとして、大分県、佐伯市及び受益者等が早期完成を望んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スギ・ヒノキ等人工林における木材生産量の増加及び物流促進。 ② 受益地における森林施業の機械化及び木材搬出の低コスト化。 ③ 集落間の連絡道、災害対応や救急車両の通行など生活環境の改善。 ④ 日田地域や日向地域などの主要木材消費地との短絡による流通圏の拡大。 		
総合的な所見	<p>事業の必要性、事業手法・工法の妥当性、事業実施環境の観点から事業内容を総合的に判断した結果、事業を実施することが適当である。</p>		

令和3年度 山のみち地域づくり交付金事業 事前評価実施地区一覧表

整理番号	道県名	事業実施地区名		事業実施主体	総 便 益 B (千円)	総費用 C (千円)	分析結果 B/C	I 必須事項						II 優先配慮事項					備 考					
								種 類	1	2	3	4	5	6	1 有効性		2 効率性	3 事業の実施環境等						
		(1)													(2)	(1)	(1)	(2)		(3)				
		①	②																	①	②	③	④	⑤
1	大分県	佐伯市	うめ 宇目 ち区	大分県	①	586,135	1.18	○	○	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
					②																			
					③																			
					④ 200,556																			
					⑤ 462,179																			
					⑥ 5,814																			
					⑦																			
					⑧ 18,298																			
					⑨ 2,705																			
					⑩																			
					⑪																			
計 689,552																								

【便益の種類】

総便益の内訳については、便益の種類①水源かん養便益、②山地保全便益、③環境保全便益、④木材生産等便益、⑤森林整備経費縮減等便益、⑥一般交通便益、⑦森林の総合利用便益、⑧災害等軽減便益、⑨維持管理費縮減便益、⑩山村環境整備便益、⑪その他の便益)を種類の欄に番号を付した上で各便益を記載。

なお、「⑥一般交通便益」は国土交通省の道路、街路事業と算定手法を共通化している。

(別紙1)

令和3年度採択チェックリスト
(山のみち地域づくり交付金事業)

道 県 名	大分県	地 区 名	宇目地区
計画作成主体	大分県	計 画 期 間	R3～ R7

I 必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施し、個性的で魅力ある地域の活性化を推進する必要があること。	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力からして事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	野生動植物との共存や地形の改変の抑制、景観への配慮等が図られていること。	<input checked="" type="checkbox"/>

注) ・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

・項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価	
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～ⅩⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	A
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A, B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
		②効率的かつ安定的な林業経営の確立	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	A
	B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。				
	C	上記A, B以外の計画である。				
	—	該当しない。				
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	A	
			B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
C			上記A, B以外の計画である。			
—			該当しない。			
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	A	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A, B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	A	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。		
	(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	A	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A, B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(3)効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。	A
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。	
				C	上記A, B以外である。	
		②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。	A
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。	
				C	上記A, B以外である。	
		③生産・流通拠点の整備	木材加工流通施設等の生産・流通拠点の整備	A	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備されている地域である。	A
				B	木材加工流通施設等の生産・流通拠点が整備される計画である。	
				C	上記A, B以外である。	
		④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。	A
				B	他事業と連携について調整中である。	
				C	上記A, B以外である。	
				—	該当しない。	
		⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。	A
				B	市町村の振興計画等と調整中である。	
				C	上記A, B以外である。	
				—	該当しない。	